

維持管理業務成績評定要領（案）

（平成22年4月）

島根県土木部道路維持課

島根県土木部河川課

維持管理業務成績評定要領（案）

（目的）

第1 この要領は、島根県土木部（隠岐支庁県土整備局を含む）の所掌する道路維持管理業務委託及び河川維持管理業務委託（以下「委託業務」という）の成績評定（以下「評定」という）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受託業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2 評定の対象は、原則として1業務の委託金額が100万円以上の委託業務を対象とする。

（評定者）

第3 委託業務の評定者（以下「評定者」という）は、地方機関の長（以下「所長等」という）が指定した完了確認検査員、総括監督員及び主任監督員又は監督員とする。

（評定の時期）

第4 評定者は、委託業務が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

（評定の方法）

- 第5 評定は、委託業務ごとに独立して行い、様式第1号の維持管理業務成績採点表（以下「採点表」という）に記載するものとする。
2. 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
 3. 成績評定の考査項目及び細別の採点については、別紙1「考査項目について」、別紙2「考査項目別運用表」を使用するものとする。
 4. 完了確認検査を実施したとき、監督員又は主任監督員は、採点表に評定点を記入し、総括監督員に提出し、総括監督員は前記の採点表に評定点を記入し検査員に提出し、検査員は監督職員から提出された採点表に評定点合計まで記入し、完了確認検査調書に添付するものとする。

（評定の報告）

第6 検査員である評定者は、検査後遅滞なく、採点表を検査調書に添付して所長等に報告するものとする。

(評定の結果の通知)

- 第7 所長等は、完了確認検査調書の提出があったときは、遅滞なく当該業務の受託者に対して評定の結果を維持管理業務成績評定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 2 維持管理業務成績評定通知書には、当該業務項目別評定点表（様式第3号）を添付するものとする。

(評定の修正)

- 第8 所長等は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。
2. 前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該業務の受託者に通知するものとする。

(説明請求等)

- 第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。
2. 当該委託業務を所掌する所長等は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。
3. 前2項の事項については、第7又は第8の通知において明らかにするものとする。

- (注) 1. この要領は、平成22年4月1日から試行する。
2. 試行期間における評定の取り扱いについて、第1（目的）にある「受託業者の適正な選定」には使用しないものとする。

維持管理業務成績採点表

所轄事務所：

業務名		検査年月日					委託金額(最終)					円				
受託者		契約上の期間					～					完了年月日				
考査項目		①監督員及び主任監督員					②総括監督員					③検査員				
		職氏名		印			職氏名		印			職氏名		印		
		職氏名		印			職氏名		印			職氏名		印		
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+2.5	+1.5	0	-5	-10	+10	+5	0	-10	-20					
	II. 現場責任者	+10	+5	0	-10	-20										
2. 施工状況	I. 施工状況一般	+2.5	+1.5	0	-5	-10						+15	+7.5	0	-15	-30
	II. 危機管理	+10	+5	0	-10	-20	+15	+7.5	0	-15	-30					
	III. 安全対策	+5	+2.5	0	-5	-10	+10	+5	0	-10	-20					
	IV. 対外関係	+5	+2.5	0	-5	-10										
3. 出来形及び品質	I. 出来形											+5	+2.5	0	-5	-10
	II. 品質											+5	+2.5	0	-5	-10
4. 出来ばえ	I. 出来ばえ											+10	+5	0	-10	
加減点合計 (1+2+3+4)		点					点					点				
評定点 (65+加減点合計)		① 点					② 点					③ 点				
評定点計 (※1)																
評定点合計 (※2)		点														
所見 (※3)		(監督員及び主任監督員)					(総括監督員)					(検査員)				

※1 評定点計=①×0.4+②×0.2+③×0.4とする。小数点以下2位まで記入する。

※2 評定点合計は、四捨五入により整数止めとする。

※3 所見は、評定にあたり必ず記載すること。

様式第2号

〇〇〇第 〇〇〇〇 号
平成 年 月 日

称号又は名称・代表者氏名 様

長 印

維持管理業務成績評定通知書（試行）

貴社が受注した下記の委託業務について、維持管理業務成績評定要領（案）に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、書面を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務名
2. 履行期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
3. 完了検査年月日 平成 年 月 日
4. 評定点 〇〇点
5. 送付先 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
島根県〇〇〇〇〇〇〇〇事務所長あて
6. 手続き等の
問い合わせ先 〇〇〇事務所 契約業務又は総務グループ
Tel 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

項目別評定点表

所轄事務所名：

業務名		委託金額（最終）	円
受託者名		完成年月日	
工期	～	検査年月日	
評価項目	細別	評定点	／ 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／	11.60点
	II. 現場責任者	／	8.40点
2. 施工状況	I. 施工状況一般	／	17.80点
	II. 危機管理	／	15.70点
	III. 安全対策	／	12.70点
	IV. 対外関係	／	6.30点
3. 出来形及び品質	I. 出来形	／	8.50点
	II. 品質	／	8.50点
4. 出来ばえ	I. 出来ばえ	／	10.50点
評定点合計		／	100点

考 査 項 目 に つ い て

島根県の所掌する維持管理業務の成績については、下記の調査項目について維持管理業務成績を評定し評定点を決めている。

調査項目	細 別	調査内容
1. 施工体制	①施工体制一般	・ 施工体制及び施工管理体制の評価
	②現場責任者	・ 現場責任者の職務の執行に関する評価
2. 施工状況	①施工状況一般	・ 適切かつ効率的な施工を実施しているかどうかの評価
	②危機管理	・ 災害防止等の臨機の措置に関して迅速かつ適切に実施しているかどうかの評価
	③安全対策	・ 安全管理措置に関して適切に実施しているかどうかの評価
	④対外関係	・ 対外調整、周辺環境対策等に関して適切に実施しているかどうかの評価
3. 出来形及び品質	①出来形	・ 出来形管理に関する評価
	②品質	・ 品質管理に関する評価
4. 出来ばえ		・ 構造物の仕上げやすりつけ等の出来ばえの評価

維持管理業務成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	・施工体制又は施工管理体制が万全であり、適材適所に人員が配置され、緊急時連絡表、下請負人通知書等により責任と権限が明確化されているなど、体制の確立に優れている。	・施工体制又は施工管理体制が良好であり、人員の配置が良く、緊急時連絡表、下請負人通知書等により責任と権限が明確化されているなど、体制の確立が良好である。	・他の事項に該当しない場合。	・施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	・施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 現場責任者	・現場責任者の職務の遂行に関して、現場の運営、取り締まりが万全である。 ・施工又は管理に関して、技術的判断が優れており、現場の進捗に努めた。	・現場責任者の職務の遂行に関して、現場の運営、取り締まりが良好である。 ・施工又は管理に関して、技術的判断が良く、現場の進捗に努めた。	・他の事項に該当しない場合。	・配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	・配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
2. 施工状況	I. 施工状況一般	・適切かつ効率的な施工に関する工夫がみられ、良質な施工への反映が顕著であった。 ・作業日報、作業月報及び工事記録写真等の整備が万全である。	・適切かつ効率的な施工に関する工夫がみられ、良質な施工への反映があった。 ・作業日報、作業月報及び工事記録写真等の整備が良好である。	・他の事項に該当しない場合。	・施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	・施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 危機管理	・設計図書及び指示書により遅滞なく、迅速に作業を着手完了させ、災害防止等の臨機の措置にも積極的かつ的確に対応するなど、危機管理に優れている。	・設計図書及び指示書により迅速に作業を着手完了させ、災害防止等の臨機の措置にも的確に対応するなど、危機管理が良好である。	・他の事項に該当しない場合。	・危機管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	・危機管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	III. 安全対策	・安全管理措置に関して、事故の未然防止に対する取り組みが非常に優れており、かつ十分に機能していた。	・安全管理措置に関して、事故の未然防止に対する取り組みが良好であり、かつ機能していた。	・他の事項に該当しない場合。	・安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	・安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	IV. 対外関係	・対外調整に関して、積極的かつ的確に対応し、良好な解決に役立った。	・対外調整に関して、的確に対応し、良好な解決に役立った。	・他の事項に該当しない場合。	・対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	・対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
3. 出来形及び品質	I. 出来形	出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少ない。	出来形が規格値を満足しており、ばらつきがやや少ない。	・他の事項に該当しない場合。	・出来形管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	契約書第14条に基づき、監督職員が修補請求を行った。
	II. 品質	品質が規格値を満足しており、ばらつきが少ない。	品質が規格値を満足しており、ばらつきがやや少ない。	・他の事項に該当しない場合。	・品質管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	契約書第14条に基づき、監督職員が修補請求を行った。

考査項目	細別	a	b	c	d
4. 出来ばえ	維持修繕	・小構造物等に細心の注意が払われ、きめ細かな施工がなされ、既設構造物とのすりつけが良く、全体的な美観が特に良い。	・小構造物等に注意が払われ、良好な施工がなされ、既設構造物とのすりつけがとおおむね良く、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合。	・小構造物等の出来ばえが悪く、既設構造物とのすりつけも悪く、全体的な美観が特に悪い。
	舗装	・雨水処理や構造物へのすりつけ等がきめ細かく施工され、構造物の通りが良く、全体的な美観が特に良い。	・雨水処理や構造物へのすりつけ等が良好に施工され、構造物の通りが良く、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合。	・雨水処理や構造物へのすりつけ等が悪く、構造物の通り、端部処理に難があり、舗装の均一性、全体的な美観が特に悪い。
	区画線	・塗布の均一性、視認性、接着状態が特に良く、掃除が入念にされており、全体的な美観が特に良い。	・塗布の均一性、視認性、接着状態が良く、掃除もされており、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合。	・塗布の均一性に欠け、部分的に剥離しており、視認性、接着状態が悪く、全体的な美観が特に悪い。
	河川掘削	・仕上げ、通りが特に良く、既設構造物等へのすりつけ、端部処理が的確に出来ており、全体的な美観が特に良い。	・仕上げ、通りが良く、既設構造物等へのすりつけ、端部処理が良好に出来ており、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合。	・仕上げ、通り及び既設構造物等へのすりつけや端部処理が悪く、全体的な美観が特に悪い。
	堤防・護岸	・仕上げ、通りが特に良く、既設構造物等へのすりつけ、端部処理が的確に出来ており、全体的な美観が特に良い。	・仕上げ、通りが良く、既設構造物等へのすりつけ、端部処理が良好に出来ており、全体的な美観が良い。	・他の事項に該当しない場合。	・仕上げ、通り及び既設構造物等へのすりつけや端部処理が悪く、全体的な美観が特に悪い。

(注) 1. この表にない工種については、当該業務の特性により適切な評価項目を追加して評価することができる。

2. a、b、d、eの全ての事項に該当しない時は「c」とする。

3. 評定基準は下記のとおりとする。

総 評	優 良	良 好	普 通	基 準 内
評定点合計	100～80	79～73	72～65	64～